

Ⅲ-8 生活に困った時

生活に困っている人のために、以下のような制度があります。詳しくは、市 区 町村役場の福祉担当窓口でお尋ね下さい。(付録Ⅸ-1)

(1) 民生・児童委員

生活に困っている方、ひとり暮らしお年寄り、ねたきりお年寄り、一人親家族、障がいのある方などの相談に応じ、必要な援助をするほか、福祉事務所や関係行政機関の業務に協力します。また、児童に関する相談や助言にもあたっています。

(2) 生活保護

利用できる資産(財産)や自分の能力、その他の制度・施策などを使っても、また、親戚からの援助があっても、なお生活に困る場合は住所地の福祉事務所の保護課へご相談ください。困窮の程度に応じて必要な保護を行いません。

(3) 生活資金の貸し付け

生活困窮世帯などに対し、生活福祉資金や緊急援助資金の貸付制度があります。